

飯田焼肉を表すピクトグラム使用規程

飯田市長

(趣旨)

第1条 この規程は、飯田焼肉を表すピクトグラム（以下「ピクトグラム」という。）の使用に関し、必要な事項を定める。

(使用目的)

第2条 ピクトグラムを使用することで、「焼肉の街・飯田市」をより多くの方に周知することを目的とする。

(使用の条件)

第3条 ピクトグラムは、次の各号のいずれかに該当する場合又はそのおそれがある場合を除き、使用することができる。

- (1) 飯田市の信用及び品位を傷つけるとき。
- (2) 自己の商標や意匠とするなど、著作権者の権利を侵害し、独占的に使用するとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反するとき。
- (4) 特定の個人や事業者、団体、政党又は宗教団体を飯田市が支援又は公認しているような誤解を与えるとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、その使用が不適當であると飯田市長（以下「市長」という。）が認めるとき。

2 前項の規程にかかわらず、ピクトグラムを使用しようとする者が、商用利用するときはあらかじめ飯田焼肉を表すピクトグラム使用承認申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して市長に提出し、ピクトグラムの使用を開始する前までに承認を得るものとする。

3 前項の申請を承認したときは、市長は、飯田焼肉を表すピクトグラム使用承認書を申請者に交付する。

(使用上の遵守事項)

第4条 ピクトグラムを使用する者は、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 濃淡のない単色で使用する事。
- (2) 縦横比の変更やデザインの改変はしないこと。
- (3) 使用にあたって不明な点は、総合政策部 I I D Aブランド推進課へ確認、協議すること。

(違反等に関する取扱い)

第5条 市長は、ピクトグラムを使用している者がこの規程に違反したときは、その使用の差止めの請求又は必要な指示等を行う。

2 前項に規定する差止め又は指示により、ピクトグラムを使用している者に損害が生じた場合においても、市長はその責めを負わない。

(所管)

第6条 当規程に基づくピクトグラムの使用に関する事務は、総合政策部 I I D Aブランド推進課が所管する。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、ピクトグラムの使用に係る必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、令和4年3月9日より施行する。

この規程は、令和4年3月23日より施行する。